

「(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業」 要求水準書(案) 質問回答

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見:1 質問:2
		頁	第	()	加	(加)			
1	要求水準書の位置付けについて	1	第1	1			「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」によると、「民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるという、いわゆる性能発注の考え方を採ることが必要である。」という記述があります。その観点からみると、本要求水準書は、仕様を詳細に規定しており、ガイドラインの考えに沿っていないのではないかと考えられます。民間事業者の創意工夫が発揮できるような、性能発注にするべきであると考えます。なお、本書の位置付けの冒頭に、「民間事業者の創意工夫、ノウハウを期待する」などの宣言をしたほうがよいのではないのでしょうか。	本事業の実施にあたり、市は民間事業者の創意工夫、ノウハウに期待しています。一方で、すべてを民間事業者の創意工夫等に委ねることが、必ずしも適当ではないと判断される部分もあると考えています。本事業の発注者は札幌市であり、公の施設の管理者、墓理法上の火葬場の経営主体として、施設利用者に対する最終的な責任は札幌市が負います。札幌市として、施設利用者に喜んでいただき、最終的に市として責任を負うことができる事業にする所存です。	1
2	第2斎場オープン後の里塚斎場との業務振り分けについて	1	第1	2	(3)		要求水準書では、里塚斎場は東部・南部方面の市民の利便性に配慮し、第2斎場は西部・北部方面の市民の利便性に配慮すると書かれていますが、両斎場が開場後は、ある条件(住民票住所または葬儀会場の住所など)により、該当斎場が限定されるのでしょうか。もしそうならば、その条件とは具体的に何をさしますか。	豊平川を挟んで、東側の市民は里塚斎場を、西側の市民は第2斎場を利用させていただく予定です。ただし、これは、あくまでも市民が利用する場合の一つの目安と考えており、強制するものではありません。	2
3	高い水準の具体的な内容について	2	第1	3	(1)		「...そのために、市は、本件施設の施設内容、運営内容等が高い水準になければならないと考えている。」とありますが、高い水準とはどのようなレベルなのか明らかにしていただきたい。(最近の火葬場におけるサービスレベルと解して良いのでしょうか。)	この要求水準と同等以上のレベルです。	2
4	優良な火葬サービスのレベル	2	第1	3	(1)		現存の里塚斎場でのサービスレベルと第2斎場のサービスレベルの考え方 ・里塚と同様のサービスレベルを期待されているのか? ・里塚以上のサービスレベルを期待されているのか? ・優良な火葬サービスレベルの品質測定もしくは評価基準は何なのか?	里塚斎場と同等以上のレベルです。	2
5	環境保全対策の要求レベルについて	2	第1	3	(2)		「市は、本件施設の火葬炉設備についても、同指針に基づいたダイオキシン類の削減対策が講じられるとともに、事業者の創意工夫により、より環境安全性が高まることを期待している。」とありますが、同指針以上のレベルを要求されているのか明らかにしていただきたい。	指針と同等かそれ以上のレベルです。	2
6	里塚斎場休止時の協力(対応)の在り方について	2	第1	3	(4)		「本件施設供用開始後は、手稲火葬場を廃止し、里塚斎場との2火葬場体制となり、両斎場が連携して市民へ優良な火葬サービスを提供していくこと、大規模災害時に対応していくことなどが求められる。」とありますが、里塚斎場が何らかの理由により使用不能になった場合における、第2斎場の協力(対応)の在り方について明らかにしていただきたい。	札幌市としては、里塚斎場、第2斎場を、一体として経営していきます。里塚斎場が何らかの理由により使用不能となった場合には、事業者との協議の上、第2斎場にて対応する考えです。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)				
7	火葬炉の排熱利用について	2	第1	3	(5)			火葬時に多量に排出される廃熱について、有効利用することも技術的には可能と思われますが、遺族心理・倫理上の問題としては、消極的にならざるを得ないと思われます。市としてはどのように判断されますでしょうか。(P40も)	事業者の判断によります。	2
8	期待することに対する評価方法について	2	第1	3				PFI導入により市が事業者に対して特に期待することとして、(1)～(5)を提示していますが、コストに関しては、(5)ライフサイクルコストの削減のみであり、他の4項目(市民福祉の向上、環境保全対策の充実、周辺環境との調和、火葬行政推進への協力)については、「安定した、質の高いサービスを提供して行く事」と理解しています。この4項目については、本案件上、非常に重要なことであると認識しています。したがって、この4項目に対する評価基準のウエイトを高めていただきたい。	ご意見として承りました。	1
9	評価方法について	2	第1	3				PFI導入により市が事業者に対して特に期待することとして、5つのポイントが提示されています。コスト以外の評価としては4ポイント(市民福祉の向上、環境保全対策の充実、周辺環境との調査、火葬行政推進への協力)があげられているため、この部分に関する評価基準のウエイトを高めていただけないでしょうか。一方で、コストについては、5ポイントのうちの1ポイント(ライフサイクルコストの削減)のみであるため、当該部分の評価基準のウエイトが相対的に低くなるのが妥当であると考えますが、いかがでしょうか。	事業者選定基準については、入札公告時に示します。	2
10	産業廃棄物について	3	第1	4				「市では、2000年9月に定めたISO14001の環境方針に基づいて」となっておりますが、修繕等で出た廃棄物で、グライツ等を含んだ可能性のある廃棄物が出た場合、札幌市としては、一般産業廃棄物と同等の扱いと考えておりますか、同等の扱いと考えていない場合、札幌市で公表しているLCCの中にカウントされていますか、ご回答下さい。	修繕等で発生した部材やバグフィルター等は産業廃棄物となります。また、灰類は廃棄物の範疇には入りません。	2
11	山口東3号線について	4	第2	1	(1)	オ	(7)	「山口東3号線」は「山口東2号線」と同時期に供用開始になると解釈してよろしいでしょうか。また、「山口東3号線」に計画地への出入り口を設けてもよろしいでしょうか。	現時点では両路線とも供用開始の予定はありません。したがって、山口東3号線からの出入りは想定していませんので(仮称)第2斎場連絡線に出入口を設けてください。	2
12	接続道路について	4	第2	1	(1)	オ	(7)a	国道337号線からの接続道路は、第2斎場専用の連絡道路として整備されますか?(第2斎場連絡道路以外として使用される可能性はありますか?)	第2斎場の進入路として整備しますが、竣工後、市道として認定するので専用道路とはなりません。	2
13	接続道路附近の将来計画について	4	第2	1	(1)	オ	(7)a	接続道路周辺及び第2斎場敷地の隣接地の市としての将来利用計画・都市計画がありましたら御提示ください。	入札公告時に示します。	2
14	接続道路建設時の関連工事について	4	第2	1	(1)	オ	(7)	接続道路建設時において、事業者が整備する各インフラ配管の埋設工事については共通する部分(アスファルト舗装等)が発生するが、市が路盤を整備する前段階で上記配管類を埋設させてもらうといった形は可能でしょうか?	可能です。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1
		頁	第	()	加	(加)	質問：2			
15	引渡し時の施設、備品等に関する要求水準について	4	第2					実施方針において「事業者は運営期間終了後、市に対して、施設、備品を無償譲渡する」とありますが、引渡し時の条件について具体的に要求水準書に盛り込むことは可能ですか。	業務要求水準書記載の業務、その他、それに付随する業務を継続して行うために支障ない状態で譲渡することを考えています。詳しくは契約書案で示す予定です。	2
16	接続道路からの発生土について	5	第2	1	(1)	オ	(7)c	敷地に搬入する接続道路整備時の建設発生土の量を御提示いただけますでしょうか？	2,000～3,000m3程度と想定しています。	2
17	敷地の造成レベルについて	5	第2	1	(1)	オ	(f)b	「接続道路のレベルに合わせることを前提」と明記されておりますが、敷地レベルを全体的に盛土によって道路レベル近辺に合わせると解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。	2
18	盛土の土砂供給について	5	第2	1	(1)	オ	(f)c	「建設発生土提供依頼書を提出すれば、建設発生土を可能な範囲で受けることができる。」と書いてありますが、設計GLまでの土量の提供は可能でしょうか、最大限どのくらいの土量が確保できるのでしょうか。	70,000m3程度の供給は可能と考えております。	2
19	市施工の発生土について	5	第2	1	(1)	オ	(f)c	市は平成15年度に接続道路の路盤整備を予定しているが、発生土の土質がわかればご提示ください。	土質は砂質土を想定しています。	2
20	建設発生土の供給	5	第2	1	(1)	オ	(f)c	建設発生土の供給を可能な範囲で受けることが出来るとありますが、盛土材に適した土砂のみの供給と考えて宜しいですか。また、「可能な範囲」の見込み量はどの程度を予定していますか。	泥炭質を除いた普通土の提供を考えています。見込み量はNO18のとおりです。	2
21	運搬道路について	5	第2	1	(1)	オ	(f)c	運搬道路とは、具体的にはどこを指しているのか、ご指示下さい。	維持管理を要する運搬道路の範囲は、建設地周辺の道路を指します。建設地に建設発生土を運び入れる車両による周辺道路の汚損等を防止していただきます。	2
22	盛土の土砂供給について	5	第2	1	(1)	オ	(f)c	「平成16年5月から10月にかけて建設発生土の供給を可能な範囲で受けることができる。」と明記されておりますが、敷地を接続道路レベルまで全体に盛土できる量が十分確保できると考えてよろしいでしょうか。供給可能な現在考えられるおおよその土量を接続道路工事に伴う建設発生土量と共にお示しください。	NO16, 18のとおりです。	2
23	建設発生土について	5	第2	1	(1)	オ	(f)c	建設発生土の供給量はどの程度見込んでよろしいですか。建設発生土の質は事業者の希望する土質のものを供給いただけたらと考えてよろしいですか。	NO18, 20のとおりです。	2
24	盛土の土砂供給について	5	第2	1	(1)	オ	(f)c	平成16年5月から10月にかけて建設発生土の供給を可能な範囲で受けることが出来るとありますが、おおよその数量のご提示は可能でしょうか。	NO18のとおりです。	2
25	地盤構成について	5	第2	1	(1)	キ	別紙5	別紙ボーリングデータによる、地質柱状図が大幅に現況と異なった場合、斎場の建物の支持構造が大幅に変わる場合があります。事業者が確定した後に、その差異が判明した場合、変更協議の対象となります。	通常予測できない事由により設計変更が必要になった場合には、市が負担します。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1
		頁	第	()	加	(加)	質問：2			
26	地質調査などの費用について	5	第2	1	(1)	キ		「事業者は、本件施設の建設のために更に地質調査が必要な場合は、事業契約締結後、事業者の判断により実施するものとする。」とありますが、事業者の判断により実施する地質調査の費用は、提案書に盛り込んでよいのでしょうか。た、この地質調査の結果により、設計変更などが生じた場合の費用はどうするのか、明らかにしていただきたい。	自主的に実施する地質調査の費用を提案書に盛り込むことについては事業者の判断によります。設計変更が必要になった場合の費用負担は、NO25によります。	2
27	埋め戻し状況	5	第2	1	(1)	キ		当該計画地は海砂採掘跡地との説明がありましたが、現況の地表面はその採掘時の状況のままでしょうか。若しくは、採掘後埋め戻しをされている状況ですか。(地質データでは一部盛土の様子)埋め戻しに使用された土(搬入土)には廃棄物類は一切混入されていないと考えて宜しいですか。	畑地となっています。建設残土等は混入していません。	2
28	敷地の地質及び地盤について	5	第2	1	(1)	キ		液状化の検討に必要な地質調査資料がありましたら早期に公開してください。	入札公告時に「地質調査報告書」を有償配布しますので、その内容からご判断ください。	2
29	地質調査リスク	5	第2	1	(1)	キ		建設のために更に地質調査が必要な場合は、事業契約締結後に事業者の判断により実施するとありますが、提案提出前に事業者が地質調査を行うことは可能でしょうか。	提案については本市の提供する地質調査結果を参照して下さい。	2
30	都市ガスの料金に関して	5	第2	1	(1)	ク	(1)	当敷地近辺まで天然ガスのパイプの敷設があると読み取れますが、大口需要者になる可能性がある火葬場に対しての料金体系は別にあるのでしょうか	現時点ではありません。	2
31	「隣接地」の状況について	6	第2	1	(1)	ケ		本件土地の東側隣接地に除雪した雪の堆積場がありますが、雪解け水の処理については、御市としてどのようにお考えですか。また、雪解け後に残る砂が、本件土地内に風で舞ってくるのが予想されますが、その対策について現段階でのお考えを御教示ください。	雨水排水については専用道路の工事で整備します。砂の対策については事業者で判断して下さい。	2
32	延床面積について	6	第2	1	(2)			延床面積の欄に「11,200～11,800m ² の範囲で入札参加者の提案による。」とありますが、延床面積を、11,200～11,800m ² の範囲に限定する意図を明らかにしていただきたい。	施設の水準をある一定以上に保つため規定するものであり、規模の相違により、案の優劣が決定されることを避けるためです。	2
33	施設利用者の待機方法について	6	第2	1	(2)			火葬炉基数、告別室数、拾骨室数、特別控室数がそれぞれ提示され、かつ、延床面積も提示されているため、エントランスホール面積に余裕が持てない事が想定されます。友引き明けなどで、施設利用者が増大した場合には、エントランスホールに収容できない可能性も考えられます。したがって、この場合、施設利用者は屋外のバス等で待機していただく考えでよろしいのでしょうか。	事業者の判断によります。また、里塚斎場ではバスで待機することとしています。	2
34	延べ床面積の範囲	6	第2	1	(2)			延べ床面積の11,200～11,800m ² の中には水子供養塔、供養塔の面積は含まれていますか。	含みません。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)				
35	延床面積について	6	第2	1	(2)			水子供養塔・供養塔は延床面積に含むのでしょうか。	含みません。	2
36	告別室	6	第2	1	(2)			告別室の室数は2室となっておりますが、この室数では厳粛な気持ちで最後のお別れをするには不足だと思えます。室数を増やし利用者にゆとりのある時間と空間を提供すべきだと思います。	告別室は2室とします。	1
37	延床面積について	6	第2	1	(2)			応募者が提案できる延床面積のレンジが600㎡なのは、PFIの原則である性能発注の観点からは規定しすぎであると考えます。具体的な数値として延床面積を設定した根拠について情報開示していただきたいのですが、いかがでしょうか。	施設の水準をある一定以上に保つため規定するものであり、規模の相違により、案の優劣が決定されることを避けるためです。	2
38	バグフィルターの条件	6	第2	1	(2)			説明会において、実施方針における施設概要の記載内容は必須条件との説明がありました。要求水準書にも同様の記載がありますが、唯一「バグフィルター15基」の記述が追加されています。このバグフィルターに関する記述も、必須条件と考えてよろしいですか。	必須条件です。	2
39	延床面積について	6	第2	1	(2)			示されている数値(11,200~11,800㎡)は、施設本体の延床面積とし、水子供養等その他の附帯施設の面積は含まないと考えてよろしいですか。又、その算出方法は、建築基準法によるものとしてよろしいですか。	延べ床面積に、水子供養塔、供養塔の面積は含みません。本事業で規定する延床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第4号で規定する延べ面積とします。	2
40	空調設備の燃料について	6	第2	1	(3)	7	(7)	「空調設備の燃料は、14日分保有するものとする。」とありますが、都市ガスの場合には対象外と考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。	2
41	通常時と災害時の考え方について	7	第2	1	(3)	7	(4)	火葬炉設備の燃料については、通常時は14日分の火葬件数に対応できる容量とすることが規定されていますが、一方で災害時には最低限3日間稼働できる容量が規定されています。通常時の容量を確保していれば、災害時にも対応できると考えられます。この規定について詳しく説明していただきたい。(例えば、通常時と災害時とは別々に保有するという解釈であるとか。)	使用燃料が備蓄型燃料の場合は、通常時の容量を確保すれば災害時にも対応できるものと考えていますが、都市ガス等の外部引き込み型燃料の場合は、災害時の供給停止に備えて、3日以上燃料の備蓄が必要となります。通常時と災害時の燃料を別々に保有する必要はありません。	2
42	備蓄設備について	7	第2	1	(3)	1		備蓄型燃料の場合、備蓄設備を2基以上設置することが規定されていますが、2基の合計容量は、通常時の14日分という解釈でよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。	2
43	災害時の代替燃料について	7	第2	1	(3)	7	(4)	標記の件、アの通常時イ災害時で示した能力を發揮できるようにとは前ページの火葬炉設備燃料備蓄量14日分(火葬700件分)を備蓄するというのでしょうか？それとも、外部引き込み燃料の場合通常時燃料の備蓄は必要ないので、災害時に求められている燃料備蓄量を備蓄することで要求水準を満たせるということでしょうか？	使用燃料が備蓄型燃料の場合は、通常時の容量を確保すれば災害時にも対応できるものと考えていますが、都市ガス等の外部引き込み型燃料の場合は、災害時の供給停止に備えて、3日以上燃料の備蓄が必要となります。通常時と災害時の燃料を別々に保有する必要はありません。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)			
44	災害時の想定規模について	7	第2	1	(3)	ウ	標記の件、一般的には地震などが考えられますが、その場合なにか想定条件的なものは考えられているのでしょうか？（たとえば震度5相当とか、阪神淡路大震災級とか...。）また備蓄設備にはその想定条件に耐えうるだけの水準が明確に求められるのでしょうか？	要求水準書の7ページの「(4) 適用基準」の文中に示しています。	2
45	法令等の入手方法	8	第2	1	(5)		要求水準書 P8～P9に記載されている、札幌市の条例等はどこで入手可能でしょうか。可能であれば入手先一覧表を提示いただきたい。	札幌市のホームページに掲載しています。	2
46	札幌市の葬儀習慣	10	第2	2	(1)	ウ (イ)	ご遺体の火葬場到着がAM10:00～AM12:00に90%集中するとありますが、これはどのような葬儀習慣から来るものですか、又今回の事業に影響する地域独特の葬儀習慣が他にありましたら、ご教示ください。	札幌市の葬儀習慣では、ほとんどが午前9時又は10時から告別式を行い、ご遺体は午前10時から12時頃に火葬場に到着し、火葬後、その日の夕方までに骨揚げ法要や忌中引き等を行っています。	2
47	ロードヒーティング	10	第2	2	(1)	ウ (イ)	ロードヒーティングにより建物正面部は融雪するとありますが、設備の熱源は事業者の提案範囲と考えて宜しいですか。また、災害時は考慮しなくても宜しいですか。	熱源は、事業者の提案によります。災害時の融雪は考慮しなくてもよいこととします。	2
48	排熱利用について	10	第2	2	(1)		平成12年3月に発表された基本構想では、「車寄せなどの建物正面の車道・歩道は施設の排熱を利用したロードヒーティング等を検討する。」とありましたが、実施方針・要求水準書には排熱利用に関する記述がありません。省エネルギー・ランニングコストを考慮する上で検討してもよろしいでしょうか。（P10, 15）	事業者の判断によります。但し、斎場内の利用に限ります。	2
49	河川管理者の指示について	11	第2	2	(1)	ウ (イ)	雨水調整池の設置においては、河川管理者の指示に従うとありますが、どのタイミングで河川管理者の指示があると解釈すればよろしいでしょうか。	事業者の判断で河川管理者と調整して下さい。	2
50	「塩害」への対応について	11	第2	2	(1)	ウ (イ)	本件土地については、海側からの風による塩害対策を講じる必要がありますでしょうか。	事業者の判断によります。	2
51	敷設替え費用負担について	11	第2	2	(2)	7	「既存給水本管100Aを200Aに敷設替えを行う。」の部分の費用負担に関して、費用負担者は誰が行うのでしょうか。下段落では、繋ぎ込み箇所からは事業者負担となっております。	既存給水本管の敷設替えも、繋ぎ込み箇所からの配管同様に、事業者負担となります。	2
52	現状回復費用について	11	第2	2	(2)	7	既設本管の200Aの新設替えや既存の各住宅に引き込まれている配管の原状回復は業者負担でないと考えてよろしいでしょうか。	既存給水本管の敷設替えも、繋ぎ込み箇所からの配管同様に、事業者負担となります。	2
53	井水について	11	第2	2	(2)	7	市水の他に井水を利用する計画を考慮してもよろしいでしょうか。（P15も）	井水利用は想定していません。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)			
54	廃熱利用	12	第2	2	(3)		コ・ジェネレーションシステムや自然エネルギー利用等により、余剰電力や余剰エネルギーが生じたとき、地域に分配する計画は応募者の判断でよろしいですか。	斎場以外の利用はできません。	2
55	廃熱利用	12	第2	2	(3)		火葬炉等の廃熱の再利用は、応募者の判断で行なってよろしいですか。	そのようにお考え下さい。	2
56	各設備項目の配管配線工事について	12	第2	2	(3)	7	各設備項目において「配管配線工事を行う」とありますが、配線場所や配線種類によってはケ-ブルラックによる配線工事も行っても宜しいでしょうか？(P12~14)	よろしいです。	2
57	LANの配管配線工事について	13	第2	2	(2)	7 (f)g	LANが導入可能なように配管配線工事を行うという規定がありますが、将来的にLANを導入するような情報システム導入があると解釈してよろしいでしょうか。なお、札幌での葬儀慣習が変わらない限り、予約システムの導入はないと解釈しており、従って、本施設の整備段階で導入する「運営・支援システム」で、20年間の運営期間の対応は十分できるものと考えています。従って、LANの配管配線工事は不要と考えますが、いかがでしょうか。	本件施設は、60年に亘り利用される施設であり、現段階ではLAN導入の可能性が低いとしても、将来対応として、LANの配管配線工事が必要と判断し、要求水準書に盛り込むものです。	2
58	インターホン設備について	13	第2	2	(2)	7 (f)l	館内の業務連絡用にインターホン設備の導入が規定されていますが、同等の性能・機能を有していれば、代替設備の導入は可能でしょうか。	事業者の判断するシステムにより、代替設備の導入を可能とします。	2
59	アンテナ等について	13	第2	2	(2)	7 (f)m	UHF,VHF,BS放送に対応したアンテナ設置が規定されていますが、衛星放送では既にデジタル放送が始まり、地上派でもデジタル放送の導入が直近に控えています。デジタル対応の考え方を示してください。	UHF,VHF,BS放送への対応は必須条件です。CS,デジタル放送への対応は、事業者の提案によることとします。	2
60	気候特性を考慮した空調機とは	14	第2	2	(3)	イ (7)	「気候特性を考慮した空調機」とは、塩害対策仕様及び防凍仕様を指すと考えてよろしいでしょうか。	「気候特性を考慮した空調機とする」との記述は削除いたします。	2
61	脱臭設備の意味合い	15	第2	2	(3)	イ (f)b	告別室、拾骨室および必要と判断する箇所に脱臭設備を設置することとされていますが、下記のどれに対する脱臭と考えれば良いのでしょうか。拾骨中の脱臭 拾骨室内の壁面等の脱臭 屋外への臭気拡散防止	、 、 の全てです。	2
62	管種選定の自由度	15	第2	2	(3)	イ (f)e	給水設備、排水設備、給湯設備にそれぞれ採用管種の記述がありますが、これらの管種採用は必須と考えなければいけませんか。(P15 e 給水設備 f 排水設備及び 16頁 h 給湯設備)	必須条件ではなく、同等以上の採用とお考えください。	2
63	雑用水給水系統について	15	第2	2	(3)	イ (f)e	雑用水給水系統として、井水利用を考えてよろしいですか。	井水利用は想定していません。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 疑問：2	
		頁	第	()	加	(加)				
64	災害時の必要設備について	15	第2	2	(3)	イ	(f)e	災害時における燃料の供給に絡み、燃料以外に、飲用水の確保・下水本管の寸断に対する排水貯留槽等の考慮はどのように想定すれば宜しいでしょうか。(災害時の避難施設という位置付けではないと判断しております)	要求水準書の7ページの「(4) 適用基準」の文中に示しています。	2
65	ゾーニングについて	17	第2	3	(1)			各ゾーンに所要室が明記されていますが、この組合せをを変更することは可能でしょうか。	事業者の判断により、組合せ変更可とします。	2
66	各ゾーンについて	17	第2	3	(1)			建物内の計画、運営の仕方により、ゾーン別に構成されてる室配置を他のゾーンに配置換えしたりすることは可能でしょうか。(必ず各ゾーンに記載された室を各ゾーン毎に配置しなければならないのでしょうか。)(P20~25)	事業者の判断により、組合せ変更可とします。	2
67	水子供養塔の収納容量について	18	第2	3	(2)	7		水子供養塔の収納容量の参考となるデータがあればご提示願います。	里塚斎場における過去5年間(H9~13年度)の水子(死胎)の平均件数は、760件/年です。焼骨量は0.1L/件であり里塚斎場と同じくらいのスペースで十分と考えます。(里塚斎場の水子供養塔の収容スペース: 2m×1.2m(H) 2槽 7.5m3)	2
68	水子焼骨量の事業期間中の予測値について	18	第2	3	(2)	7		事業期間中に出る水子焼骨量の予測値を、公表していただけないでしょうか。	NO67のとおりです。	2
69	屋上庭園について	18	第2	3	(2)	7		屋上庭園の提案は必須でしょうか。	必須条件とはしません。	2
70	水子焼骨、残骨灰、集じん灰等について	18	第2	3	(2)	7		ここ10年間の、水子焼骨、残骨灰、集じん灰等、についての発生容量の実績を提示願いたい。実績がない場合、想定されている容量を提示願いたい。(P18, 19)	水子焼骨は、NO67のとおりです。里塚斎場における残骨灰の発生量は、平成13年5月から11月のデータで平均0.65L/件程度です。なお、事業期間中の第2斎場の想定火葬件数は、231,084人を見込んでおります。集じん灰の発生量は、サイクロンを使用しているため参考になりません。構成員または協力企業となる火葬炉企業のバグフィルター設置経験等から想定願います。ちなみに、道内のバグフィルター設置火葬場からの聞き取りでは、平均0.8L/件程度の集じん灰が発生しているようです。	2
71	水子供養塔の収骨量について	18	第2	3	(2)	7		水子供養塔の収納量において、事業期間中全ての量とありますが、想定数量を提示できるか、又、災害時の想定数量においても、提示可能か、ご指示願います。	NO67, 70のとおりです。災害時には加味しなくてよろしいです。	2
72	水子焼骨・残骨灰・集じん灰の容量について	18	第2	3	(2)	7		水子焼骨・残骨灰・集じん灰の容量について 水子焼骨(月間又は年間) 残骨灰(月間又は年間) 集じん灰(月間又は年間)など、想定されるその容量を質問いたします。	NO67, 70のとおりです。	2
73	残骨灰と集塵灰の事業期間中の予測値について	19	第2	3	(2)	7		事業期間中に出る残骨灰、集塵灰の予測値を、公表していただけないでしょうか。	NO70のとおりです。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)			
74	供養塔の残骨灰、集じん灰等の収容量について	19	第2	3	(2)	7	供養塔の収納量において、事業期間中全ての量とありますが、想定数量を提示できるか、ご指示願います。	NO70のとおりです。	2
75	葬祭業者控室	20	第2	3	(2)	イ	要求水準書の施設概要・仕様等に「葬祭業者控室」がありますが、現在、里塚斎場で行われている葬祭業者の会葬者に対するサービスは第2斎場でも同じと考えてよろしいですか。	里塚斎場において会葬者に対するサービスを葬祭業者に義務付けていることはありません。会葬者に対して必要なサービスは事業者で行って下さい。	2
76	特別控室	20	第2	3	(2)	イ	仕様条件にて和洋折衷を基本とするとなっていますが、指示面積では狭いと思われるので、和室と洋室とに分けて提案しても宜しいですか。	1室内に、和洋折衷で構成することを基本とします。	2
77	特別控室について	20	第2	3	(2)	イ	建物内は全館禁煙を原則と規定していますが、特別控室内も禁煙スペースであると解釈してよろしいでしょうか。	特別控室内は、喫煙ができるとして設計してください。	2
78	特別控室について	20	第2	3	(2)	イ	仕様条件として「和洋折衷」が基本であると規定していますが、「和」の定義とはどのようなものでしょうか。具体的にお示しください。(例えば、畳敷になっているとか。)	畳敷きに座卓、座布団敷きを想定しています。	2
79	特別控室について	20	第2	3	(2)	イ	必要備品等において、「TV端子ユニット」が指定されていますが、TV本体の設置は義務づけられているのでしょうか。	必要備品において、「TV端子ユニット」のみ設置を要求している室に関しては、TV本体の設置は事業者の判断によることとします。	2
80	幼児コーナーの運営	21	第1	3	(2)	イ	幼児コーナーでのトラブルのリスク負担は誰が負うか？ ・幼児コーナー設置が指定あるが、そこでの万が一のトラブル(幼児の事故、傷害事件等)が、保護者不在時に発生した場合、そのトラブルのリスクを誰が負わねばならないか？ ・当事者責任であれば、幼児のケア要員は必要ないが、事業者リスクとなれば、幼児ケアの要員配置とするか、幼児コーナー廃止とするか？ ・当事者責任であっても、保護者からの訴訟があった場合、札幌市がその訴訟に対応する必要があるのではないか？	本件施設内の事故について、札幌市に対し訴訟が提起されることはあり得ますが、札幌市が被害者の損害を賠償しなければならない場合で、事業者が善管注意義務違反があるときには、市は、事業者に対し求償します。	2
81	エレベーター・エスカレーターについて	21	第2	3	(2)	イ	エレベーター・エスカレーターの設置は必須ですか。	会葬者が1階フロア以外を利用しない場合は必要ありません。	2
82	建物の階構成について	21	第2	3	(2)	イ	エレベーター、エスカレーターが要求されていることから、待合ゾーンは2階に配置しなければならないのでしょうか？	各ゾーンについて、設置階の限定はしません。	2
83	必要な諸室の考え方について	22	第2	3	(2)	ウ	管理ゾーンにおいて、各諸室を具体的に提示していますが、規定に従って個別の室を設置することは必須でしょうか。同等の機能を有していれば、提示されている複数の諸室を1つの室として提案することは可能でしょうか。	複数室の兼用については事業者の判断により可とします。ただし、「施設概要」において、必要面積について規定された諸室については、単独設置を必須とします。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)				
84	救護室の設備・器具と急病人等への対応	23	第1	3	(2)		リ	P22では「救護室の備品は事業者提案」とあり、P65では、「急病人の発生に備えて適切な器具、薬品等を常備する」と規定有りますが ・薬品を用意して、当事者が使用して万が一アレルギー症等で飲用後深刻な事態になった場合のリスク負担は？薬品を用意した事業者か？飲用した当事者か？常備薬品の指定が必要ではないか？ ・急病人が発生して救急車出動を要請した場合に：救急車到着まで、会葬者から緊急措置を求められた場合の対応は？看護婦常駐が規定ないので事業者としてはいかなる措置・対応も出来ない事になるが、それによって会葬者から訴訟等が発生した場合のリスクは誰の負担となるか？ ・救護室の設備・器具・常備薬品の詳細指定と救急車到着までの事業者の対応詳細規定が必要では？	質問記事のような事故において市又は事業者がどのような責任を負うかは、個別具体的な事情のもとに最終的には裁判所によって判断されることであると考えられます。 なお、本件施設内の事故について、札幌市に対し訴訟が提起されることはあり得ますが、札幌市が被害者の損害を賠償しなければならない場合で、事業者に善管注意義務違反があるときには、市は、事業者に対し求償します。	2
85	お帰り風除室の業務用電話(バス会社連絡用)の使用方法	23	第1	3	(2)		リ	バス会社連絡用の電話設置が規定されているが、拾骨終了後の会葬者帰宅のバスをお帰り口へ配車する連絡は、事業者が行うのか？バス会社間での運用に任せるのか？	会葬者に対して必要なサービスは事業者で行って下さい。その方法は事業者が判断して下さい。	2
86	内外部仕上げ表について	26	第2	3	(3)		イ	仕上げ表の選定に当たって「建築設計基準及び同解説」に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とする。とありますが、仕上げの種類を同等以上であれば、変更してもよいと解釈してよろしいでしょうか。	そのようにお考えください。	2
87	火葬炉設備要件について	30	第2	4				「本要求水準書は、要求水準達成のための最低限の必須事項を定めたものであり」とありますが、なかの要件によっては細部にまで仕様が決められているため、民間の創意工夫が十分に発揮できないおそれがあると思えます。	現在、火葬炉設備には構造指針がなく、各社独自の設計となっており、火葬炉を構成する各機器の性能について稼働後の評価が大きく分かれております。また、ダイオキシン類問題を契機に火葬炉設備も大きく変わってきています。このような状況を踏まえ、火葬炉設備の仕様については詳細に規定しておりましたが、このたび、これに対する意見も多かったことから、直接、会葬者や住民にかかわりのあるものを除き、仕様を簡潔にいたします。	1
88	設計上の留意すべき事項	30	第2	4	(1)		7 (f)	「諸設備は十分な耐久性を有するもの」と規定していますが、事業期間終了後の引渡の条件はどのように考えればよろしいでしょうか。火葬炉の法定耐用年数は16年ですが、移管後に大規模修繕なしで稼働する最低限年数について、具体的にご指示ください。	NO15と同じ。	2
89	火葬炉設備の更新について	30	第2	4	(1)		7 (f)	設計上の留意すべき事項として、「将来の火葬炉設備の更新等を考慮した設備配置」とありますが、「将来」とは具体的にどの時点を指しているのでしょうか。PFI事業期間中のことでしょうか。または、事業終了後、札幌市へ移管した後のことでしょうか。	PFI事業期間中及び事業期間終了後も含みます。	2
90	火葬重量	30	第2	4	(1)		イ (7)a	「燃焼計算書の基本要件では、遺体重量を75kgとする。」との一文があるが、大型炉の場合も同重量と理解してよろしいでしょうか。	大型炉の火葬能力は、標準炉と同等の遺体75kg/hとして計算して下さい。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1	
		頁	第		()	加	(加)			質問：2	
91	胞衣等の焼却炉について	30	第2	4	(1)		イ	(7)a	P. 36に「焼却炉は主な仕様を大型炉と同等とする」とありますが処理能力を遺体75kgと同じ、75kg/hとしてよいのか質問いたします。	焼却炉の処理能力は、遺体75kg/hとして計算して下さい。	2
92	同系列火葬炉の重複運転について	30	第2	4	(1)				2炉1排気系列の火葬炉設備の場合、排気処理設備の設計において、排ガス量の設定が設備・維持コスト面に大きな影響を及ぼします。本件の場合同系列2炉の時系列的稼働について統一された見解は如何になりますか。 1.同時運転(同時着火)を可能とした設備を想定するか 2.最大排ガス量の発生時間帯の重複を回避した運用のみの想定で良いか実際の運用は、利用者の来場状況から考えても当然2.項の状況で進行されると思えますが。	2でお考え下さい。	2
93	火葬炉設備に関して	30	第2	4					火葬炉設備の要求水準に関してかなり細かいところまで記述があり、民間業者の創意・工夫があまり生かされないのではないかと思います。PFI事業であることを十分に生かす内容であるべきだと考えます。	NO87と同じ。	1
94	性能発注の考え方	30	第2	4					本要求水準書を拝見すると、火葬炉設備要件として、20頁のボリュームで詳細に規定をしています。 一方で、国のPFIガイドラインの1つである、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」によると、「ステップ4.民間事業者の募集、評価・選定、公表」の「4-1民間事業者の募集、評価・選定」の(2)において、『民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方を採ることが重要である。』というスタンスが提示されています。 本要求水準書で詳細にスペックを規定することで、民間事業者が創意工夫を発揮する余地が少なくなっており、ガイドラインの趣旨に合致しないのではと考えます。従って、火葬炉設備要件については、ガイドラインに沿って、柔軟度のある性能発注に変更すべきと考えます。	NO87と同じ。	1

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1
		頁	第	()	加	(加)	質問：2			
95	要求水準書(案)について	30	第2	4				「本要求水準書は、要求水準達成のための最低限の必須事項を定めたものであり、市は本件施設がこの要求水準以上であることを求めるものである。従って、入札参加者に、本要求水準以上の公害防止対策を講じた火葬炉設備、運営・管理システム等についての積極的な提案を望むものである。」となっておりますが、炉の設備仕様について、細かく明記されております。従いまして、各事業者側の自由な発想に基づく提案を阻害する為、前項の条文を否定するものではないでしょうか。	NO87と同じ。	1
96	性能発注について	30	第2	4				PFI基本方針にも定められている通り、PFI事業においては性能発注方式によりできるだけ民間の創意工夫を誘発することが求められていると理解しています。その観点からみて、要求水準書については一部仕様を不必要に規定しすぎており(特に火葬炉設備要件)、PFI事業のメリットを損ねる可能性があるかと懸念しておりますが、このような仕様設定とした理由はどのようなところにあるのでしょうか。	NO87と同じ。	2
97	使用燃料について	31	第2	4	(1)	イ	(f)c	C使用燃料の事項で、「事業者の提案による」となっているが、通常は、仕様内容に明記される事項であり、今回は、なぜ要求水準書(案)で、公表されないのか、その理由をご回答下さい。	灯油の使用を想定していますが、都市ガス等の使用を排除するものではありません。	2
98	会葬者について	32	第2	4	(1)	イ	g	「告別式終了後、柩運搬車及び会葬者の代表は、炉前ホールに移動し、・・・」とありますが、他の会葬者については、どのように考えればよろしいですか。	p32のg告別、h拾骨方法の項を削除します。具体的には運営水準(炉前業務)p58等に記載しております。	2
99	排ガス等の検査条件	34	第2	4	(1)	オ	(7)a	測定は2炉1排気系列同時運転時に実施となっておりますが、同時着火ですか。また、測定は2炉1排気系列同時運転時に実施となっておりますが、同時運転では、P32-I-(D)の臭気基準・臭気指数(排気筒出口、1基あたり)また、特定悪臭物質濃度(排気筒出口、1基あたり)の検査測定値が示せないのではないかと思います。	同時着火ではありません。また、臭気基準や特定悪臭物質濃度については、2炉同時運転時の排気筒1本当りのものと解してください。	2
100	施設引渡し時の性能保証について	35	第2	4	(1)	オ	(f)b	事業期間終了時において、性能保証等が要求されるのでしょうか。	NO15と同じ。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)				
101	一般事項	36	第2	4	(1)	イ	(7)a	「焼却炉は主な仕様を大型炉と同等とする」との一文があるが、大型炉ではなく標準炉ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。標準炉に訂正します。	2
102	燃焼ガスの排出について	36	第2	4	(2)	イ	(7)a	「燃焼ガスの排出を、バーナー設置の反対側の断熱庫付近から行う構造とする。」となっておりますが、構造が前記の仕様と異なってもかまわないでしょうか、又、いけない場合はその理由を ご回答下さい。	この指定を削除したいと考えております。	2
103	炉内台車について	36	第2	4	(2)	イ	(7)a	「火葬火炎放射中は炉内台車を動かさない方式とする。」となっておりますが、構造が前記の仕様と異なってもかまわないでしょうか、又、いけない場合はその理由を ご回答下さい。	この指定を削除したいと考えております。	2
104	炉内台車について	37	第2	4	(2)	イ	(f)a	「台車の表面は、目地無しの一休構造とする。」となっておりますが、構造が前記の仕様と異なってもかまわないでしょうか、又、いけない場合はその理由を ご回答下さい。	汚汁の浸透による臭気や煙の発散が少ない台車の表面は、目地無しの一休構造が適当と判断しています。	2
105	火葬炉設備の排熱利用について	40	第2	4	(2)	イ	(7)	「熱交換器は使用しないものとする。」とありますが、火葬炉設備からの排熱利用を考慮することは認められないのでしょうか。	火葬設備からの廃熱利用は事業者の判断としますが、熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類の再合成が最も顕著な300と470 付近の温度域が広範囲に存在することやごみ処理施設の熱交換器内でダイオキシン類が大幅に増加する報告が複数あることなどから、公害防止対策が十分とられ排ガス基準を確実にクリアーすることが必要です。	2
106	一般事項	40	第2	4	(2)	イ	(7)a	熱交換器を使用しない理由について、参考のためお尋ねします。	熱交換器においては、ダイオキシン類の再合成が最も顕著な300 と470 付近の温度域が広範囲に存在すること、ごみ処理施設の熱交換器内でダイオキシン類が大幅に増加する報告が複数あること、250 以下まで急冷するには空気又は水噴霧による直接冷却が最も効果的であることから、熱交換器は使用しないことが適当と考えております。しかし、公害防止対策が十分とられ排ガス基準を確実にクリアーできる場合は提案できるものとします。	2
107	冷却器について	40	第2	4	(2)	イ	(7)a	「再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで空気混合の方式により短時間で均一に降温できる構造とする。」又、「必要に応じて1次冷却器を設置するものとする。」となっておりますが、その理由を ご回答下さい。	熱交換器においては、ダイオキシン類の再合成が最も顕著な300 と470 付近の温度域が広範囲に存在すること、ごみ処理施設の熱交換器内でダイオキシン類が大幅に増加する報告が複数あること、250 以下まで急冷するには空気又は水噴霧による直接冷却が最も効果的であることから、熱交換器は使用しないことが適当と考えております。しかし、公害防止対策が十分とられ排ガス基準を確実にクリアーできる場合は提案できるものとします。なお、「空気混合の方式により」と「必要に応じて1次冷却器を設置するものとする」を削除する考えであります。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	()	()			
108	熱交換器について	40	第2	4	(2)	イ	(7)a	「再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで空気混合の方式により短時間で均一に降温できる構造とする。」又、「熱交換器は使用しないものとする。」となっておりますが、熱交換器を使用することにより、排ガス温度を200 以下まで、短時間でかつ均一に降温でき、尚かつ、排熱を有効利用することにより、LCC（維持管理費等）の低減が図れ、排ガス容量の減少、電気容量の軽減化も図れるとした場合、熱交換器を有効利用したほうがよいのではないのでしょうか。	NO106と同じ。	1
109	熱交換器について	40	第2	4	(2)	イ	(7)a	「再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで空気混合の方式により短時間で均一に降温できる構造とする。」又、「熱交換器は使用しないものとする。」となっておりますが、降温スピードが緩慢な為に、ダイオキシンの再生成を招くということで、熱交換器を使用しないということだと思われそうですが、熱交換器を使用してもダイオキシン等の規制値をはるかに下回るとなれば、熱交換器を使用してもかまわないのでしょうか、又、いけない場合はその理由を ご回答下さい。	NO106と同じ。	2
110	熱交換器について	40	第2	4	(2)	イ	(7)a	熱交換器は使用しないとしているのは、ガス冷却時の熱交換器が、ダイオキシン類を再合成させるとの判断と考えますが、再合成の原因は冷却時の温度帯であり、使用方法によつて問題はないと考えます。公害基準を厳守し、熱交換器を有効利用することにより、燃焼ガス量を大幅に削減が可能であり、バグフィルター及び排風機等のコンパクト化とともに濾布交換費、電気容量等ランニングコストが、大きく影響されます。	NO106と同じ。	1
111	バグフィルターの処理風量について	41	第2	4	(2)	オ	(7)b	バグフィルターの処理風量が、「18,500Nm ³ /h以上とすること。」となっておりますが、札幌市が求める環境保全対策上の基準を満たす性能が保持できる場合、処理風量が18,500Nm ³ /h未満でもかまわないのでしょうか、又、いけない場合は、その理由を ご回答下さい。	排風機、集じん器の燃焼計算値の最大ガス発生時の処理風量に対して、15%以上の余裕を持たせることを条件とすることに、変更する予定です。	2
112	処理風量（18,500m ³ N/h以上とすること。）について	41	第2	4	(2)	オ	(7)b	燃焼物の条件が決まっていることから、処理風量が決められると火葬炉から排気筒までの全設備が決定してしまいます。弊社では、使用燃料を少なくし、風量を1m ³ N/hでも減らすべく技術開発に取り組んでおります。以上のことから、「コストの低減を目指すものとする」の趣旨より処理風量は、提案者が決定すべきと考えます。	排風機、集じん器の燃焼計算値の最大ガス発生時の処理風量に対して、15%以上の余裕を持たせることを条件とすることに、変更する予定です。	1
113	前室側壁の仕上げについて	42	第2	4	(2)	カ	(1)b	前室側壁の材質について「ステンレスエッチング仕上げ」とあるが、「ヘアライン仕上げ」も含まれると解釈してよろしいのでしょうか。	ステンレスのヘアライン仕上に変更する予定です。	2
114	集じん灰用集じん装置のサイクロンについて	43	第2	4	(2)	カ	(7)b	通常、サイクロンは必要ないと考えますが、いかがでしょうか。	「サイクロン2基」の文言は削除します。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1
		頁	第	()	加	(加)			質問：2
115	受付情報について	49	第2	4	(5)	7	火葬場利用者は市に許可を申請することになっており、受付情報は市から提供されると考えられますが、市とのネットワークを考慮する必要がありますか。	受付情報とは事業者が収集した情報及び当日の受付済情報をいいます。市から受付情報が提供されることはありません。	2
116	受付システムについて	49	第2	4	(5)	7	運営・支援システムにおける受付システムは、インタ-ネット等による外部との接続・受付を想定してますでしょうか？(P53も)	市とのネットワークは想定していません。	2
117	進行状況モニター	49	第2	4	(5)	9 (7)	お帰り口にもモニター設置をお願いしたい。	事業者の判断によります。	1
118	システムの更新について	49	第2	4	(6)	7	運営・支援システムの更新の考え方について具体的にご指示ください。	契約期間中、本システムが支障なく稼働するよう、契約者側で更新する必要があります。	2
119	火葬場の管理者	52	第3	1	(3)		火葬場の管理者は事業者の職員とする旨規定されておりますが、事業者(=SPC)には職員が存在しませんので、当該箇所を“事業者が委託した運営企業の職員”と読み替えて宜しいでしょうか。	事業者(SPC)の職員を管理者にしてください。SPCから外部への包括委託は認められません。	2
120	基本的な考え方	52	第3	1	(4)		法規制等の遵守において、「運営方法については現在の内容を踏襲する予定」とありますが、民間事業者のノウハウを発揮することがPFIの基本理念であれば、運営方法に関して、民間事業者から新しい創意工夫(運営方法)を提案することはできないでしょうか。	本事業の実施にあたり、市は民間事業者の創意工夫、ノウハウに期待しています。一方で、すべてを民間事業者の創意工夫等に委ねることが、必ずしも適当ではないと判断される部分もあると考えています。本事業の発注者は札幌市であり、公の施設の管理者、墓理法上の火葬場の経営主体として、施設利用者に対する最終的な責任は札幌市が負います。札幌市として、施設利用者に喜んでいただき、最終的に市として責任を負うことができる事業にする所存です。	2
121	葬祭業者、霊柩業者について	53	第3	2	(1)	7 (7)	「事業者は、受付業務を円滑に進めるため、必要に応じて、葬祭業者、霊柩業者と連絡をとる。」とありますが、葬祭業者、霊柩業者の用語の定義を明らかにしていただきたい。	葬祭業者は葬儀を行う業者であり、霊柩業者は遺体及び会葬者を運ぶ業者です。	2
122	質問 34 予約受付	53	第3	2	(1)	7 (7)	受付方法につき事業者の選択権認めず、予約受付の可能性を排除する理由を述べよ。	札幌市の葬儀習慣、気候風土等を考慮して決定しました。	2
123	質問 35 葬祭業者等との連絡	53	第3	2	(1)	7 (7)	葬祭業者と「必要に応じて」連絡を取る場合とはどのような場合を想定しているか？具体的例をあげて示せ。	受付情報の収集についてです。方法については事業者が判断して下さい。	2
124	受付について	53	第3	2	(1)	7 (7)	「事業者は、受付業務を円滑に進めるため、必要に応じて、葬祭業者、霊柩業者と連絡をとる。」とありますが事前に市の方で交付する火葬許可証などからその日の件数を把握することは可能でしょうか。	火葬許可証から、その日の件数を把握することはできません。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第		()	加	(加)			
125	到着順受付管理と事前確認方法	53	第3	2	(1)	7	(7)	1) 到着順受付遵守は何回の要求水準書に記載されているが、これまでの里塚で到着順不遵守のトラブルが発生した結果と思われるが、具体的にどんなトラブルが過去に発生したのか事例を公開できないか？(その事例研究から到着順遵守方法を構築したい) 2) 葬祭業者、霊柩業者との事前連絡受付業務の円滑化のために、前日および当日に各業者と連絡するシステムは事業者が構築しても良いか？(各業者毎の件数確認、到着予定時間等)	1) 特にトラブルはありません。 2) 事業者の判断によります。	2
126	受け付け	53	第3	2	(1)	7	(7)	受付は柩の到着順で予約受付は認めないとのことですが、理由はなんでしょうか。少なくとも夏場は予約時間に到着することは可能と考えられますので、予約受付は待ち時間の短縮による利用者サービス向上となる可能性大だと思われませんが。	NO122と同じ。	2
127	受付業務について	53	第3	2	(1)	7	(7)	受付業務を円滑に行うための葬祭業者、霊柩業者との間の無線装置・受付装置が出る場合は施設整備・建設費以外の別途と考えてよろしいでしょうか？	サービス購入料に含めて問題ありません。	2
128	火葬許可証について	53	第3	2	(1)	7	(4)	書類の確認業務に公共が発行する火葬許可証は入らないと理解してよろしいでしょうか。	火葬許可証の確認も含まれます。	2
129	収納の委託に係る規定及び札幌市財務規則等について	53	第3	2	(1)	7	(9)	「収納の委託に係る規定及び札幌市財務規則等に従った取り扱いを行う」とありますが、「収納の委託に係る規定」及び「札幌市財務規則等」は誰でも閲覧可能でしょうか。	札幌市のホームページ、もしくは市政情報センター(本庁舎内)で閲覧できます。	2
130	使用料の送金	53	第3	2	(1)	7	(9)	事業者が徴収した使用料の市への送金方法・手段は、事業者の提案範囲と考えて宜しいのですか。	原則、徴収日の翌日までに指定金融機関等に払い込んでいただきます。詳細は契約書案で示します。	2
131	公金である使用料の市への支払い方法	53	第3	2	(1)	7	(9)	使用料の市への支払方法が明記されていない平日、土日・祝日の支払い方法規定が必要ではないか？	NO130と同じ。	2
132	使用料の徴収について	53	第3	2	(1)	7	(9)	重量による使用料については、利用者立ち会いのもとで計測するのとありますが、棺(全体)重量 胞衣重量などにより、使用料が変わるのが質問いたします。	遺体は重量に関係なく使用料が設定されます。(但し市民は無料) 胞衣、手足等は重量で使用料がかわります。	2
133	葬祭業者等に必要に応じて連絡を取るがあるか？	53	第3	2	(1)	7		葬祭業者等は必ず同行しなければならないのか？霊柩業者は車の移動運転のみである。例宮型、リムジン等は片道なので会葬者を降ろして帰庫する。ボンゴも上記に準ずる。観光バス等の庸車は運転手の教育がなされていないので不可能である。	里塚斎場において会葬者に対するサービスを葬祭業者に義務付けていることはありません。葬祭業者を通さない火葬もあります。霊柩業者以外の者が遺体を火葬場へ運搬することもあります。	2
134	質問 36 利用者の待ち時間の短縮	54	第3	2	(1)	1	(4)	直近3年間の入場者データ等経年、季節要因が判定できるデータを開示せ。	特定事業の選定時に入場者のデータを開示する予定です。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第		()	加	(加)			
135	質問 37 第2斎場関係者協議会	54	第3	2	(1)	イ	(ホ)	メンバー、役割、法的地位を開示せよ。また、実施方針の事業の監視(P10)、別紙3モニタリング(P21)との関連につき明確せよ。	今後、市が示します。	2
136	第2斎場関係者協議会での運営に関する協議について	54	第3	2	(1)	イ	(ホ)	運営に関する協議事項として考えられるリスクについては、全て明らかにして、札幌市殿と事業者とのPFI契約の「運営」の部分に全て盛り込むべきと内閣府PFI推進委員会合同部会議事録でも、部会長の意見として述べられています。関係者協議会は不要で、運営上のリスクを事前に詳細まで明らかにするのがPFIではないでしょうか？	運営に関するリスクを、契約書によって規定することは当然と考えます。しかし、実際の火葬場の運営に際しては、様々な項目につき、墓理法上の経営主体である札幌市と、墓理法上の管理者を出す事業者との間で協議することが必要と考えています。	2
137	協議会で別途定める運営に関する事項明細	54	第3	2	(1)	イ	(ホ)	市と事業者で構成する協議会で別途運営に関する事項を定めるとあるが 1) 運営に関する事項が、事業者との契約後に定められた場合、その決定された運営事項が本事業方針・要求水準書に規定された事項と異なる場合には、協議会での定める事項が人員配置追加、設備・機器追加等に連動する場合は、事業者のコストに影響する可能性が高く、その場合市として予算追加承認頂く必要があります 2) 協議会での運営に関する事項が事業者のリスクに大きな影響を与える場合、事業者からのリスク補填提案を承認頂きたい 3) 協議会での事業運営に関する事項に関する、市の考え方を公開願いたい	1) 契約書、要求水準書に抵触する取り決めは行いません。 2) したがって、協議会で定める事項によって、事業者のリスクに大きく影響することはありません。事業者に提案があれば、お伺いはいたします。 3) 実際の火葬場の運営に際しては、様々な項目につき、墓理法上の経営主体である札幌市と、墓理法上の管理者を出す事業者との間で協議することが必要と考えています。	1,2
138	施設利用者の輻輳について	54	第3	2	(1)	イ	(ホ)	「事業者は、本件施設内における利用者の輻輳減少に配慮して」となっており、現状、里塚斎場では、葬祭業者が会葬者の案内等のお手伝いをしてありますが、受付業務に関して、葬祭業者等の協力が、現状の里塚斎場と同様なものでしょうか、ご回答下さい。	NO75と同じ。	2
139	協議会について	54	第3	2	(1)	イ	(ホ)	「事業者は、その他、市と事業者で構成する第2斎場関係者協議会(以下「協議会」という。)で別途定める運営に関する事項を遵守する。」となっておりますが、その協議会は、いつ開催され、具体的にどのような運営事項を別途協議するのか、ご回答下さい。	実際の火葬場の運営に際しては、様々な項目につき、墓理法上の経営主体である札幌市と、墓理法上の管理者を出す事業者との間で協議することが必要と考えています。仮契約締結後、協議会を組成し、施設整備、運営、維持管理について協議していきます。	2
140	火葬受付の判断基準について	55	第3	2	(1)	ウ	(7)	「火葬場またはその備付物件をき損または滅失する恐れがあるときは、市長は火葬場の使用を許可しないとしているが、事業者は、その判断については慎重に行う。」となっておりますが、具体的な判断基準をご回答下さい。	今後、市が示します。なお、里塚斎場において使用を許可しなかった例はありません。	2
141	受付対象者の判断	55	第3	2	(1)	ウ	(7)	条例により火葬場の使用を許可しない利用者の判断は、事業者が行うのでしょうか。事業者が行う場合は、善管注意義務をもってかかる判断を行えば、その結果生じた損害等について事業者は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。実際にこのような利用者がいた場合、利用を拒んだために生じたトラブル等については、市が責任を持って対処いただけるという認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)				
142	「受付対象者」について	55	第3	2	(1)	リ	(7)	「条例により、秩序または風俗を害するおそれがあるとき、火葬場またはその備付物件をき損または滅失するおそれがあるときは、市長は火葬場の使用を許可しないとしているが、事業者は、その判断については慎重に行う。」とありますが、具体的な判断基準等についてはお示しいただけるのでしょうか。	NO140と同じ。	2
143	休場日の体制について	55	第3	2	(1)	リ	(9)	「休場日においても、本市との連絡、霊安室の受け入れが可能な体制をとること。」とありますが、受け入れが可能な体制とは、常駐者を配置する考えでよろしいのでしょうか。	事業者の判断によります。	2
144	休場日の対応	55	第3	2	(1)	リ	(9)	「休場日においても、本市との連絡、霊安室の受け入れが可能な体制をとること」とありますが、この場合の対応時間は、開業日の通常開場時間と同一という理解でよろしいでしょうか？また、当直等休日の人員配置が必要という理解でよろしいのでしょうか？	対応時間はお考えのとおりです。人員配置等の運用は事業者の判断によります。	2
145	施設利用者の輻輳について	56	第3	2	(2)	イ	(1)	「事業者は、本件施設内における利用者の輻輳減少に配慮して」となっており、現状、里塚斎場では、葬祭業者が会葬者の案内等のお手伝いをしてありますが、玄関業務に関して、葬祭業者等の協力が、現状の里塚斎場と同様なものなのでしょうか、ご回答下さい。	NO75と同じ。	2
146	協議会について	56	第3	2	(2)	イ	(1)	「事業者は、その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。」となっておりますが、その協議会は、いつ開催され、具体的にどのような運営事項を別途協議するのか、ご回答下さい。	NO139と同じ。	2
147	「業務内容」について	57	第3	3		7		「職員は、ローソク、焼香の準備をし、会葬者の用に供する。」とありますが、ローソク・線香等の消耗品は、事業者の責任において拝配備し、実施方針16ページの1-(2)「サービス購入料2-1」内の物件費に含まれるものと理解してよろしいですか。	お考えのとおりです。	2
148	所要時間の維持	57	第3	3		イ	(4)	代表者（喪主或いは施主）のみの焼香、玉串等に割り切って切り替えてはどうか？	想定していません。	1
149	所要時間の維持	57	第3	3		イ	(4)	告別室での所要時間について宗派により違いがあるが、遺族の心情を察すると、5分程度では不可能であると思われるが？	告別式の所要時間は5分程度を基本としておりますが、状況に応じて対応してさしつかえないと考えています。	2
150	葬祭業者について	57	第3	3		イ	(4)	「事業者は、適宜、会葬者、葬祭業者等の理解を得て、5分程度で終了させるように努めなければならない。」となっており、現状、里塚斎場では、葬祭業者が会葬者の案内等のお手伝いをすることにより、5分程度で告別業務の適切な所要時間の維持を図っておりますが、葬祭業者等の協力が、現状の里塚斎場と同様なものなのでしょうか、ご回答下さい。	NO75と同じ。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()	加	(加)				
151	施設利用者の輻輳について	57	第3	3		イ	(ホ)	「事業者は、本件施設内における利用者の輻輳減少に配慮して」となっており、現状、里塚斎場では、葬祭業者が会葬者の案内等のお手伝いをしてありますが、告別業務に関して、葬祭業者等の協力が、現状の里塚斎場と同様なものでしょうか、ご回答下さい。	NO75と同じ。	2
152	協議会について	57	第3	3		イ	(ホ)	「事業者は、その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。」となっておりますが、その協議会は、いつ開催され、具体的にどのような運営事項を別途協議するのか、ご回答下さい。	NO139と同じ。	2
153	特別控え室への順路についての案内	57	第3	4		7		特別控え室への案内であるが、口頭の案内だけで、誘導はしないのか？	事業者において、わかりやすい説明、および施設配置、誘導表示等をお願いします。	2
154	葬祭業者について	58	第3	4		イ	(ロ)	「炉前業務では、事業者は会葬者の輻輳発生を避けるように努めることとし、告別室からの移動時間を含めて、繁忙日には、適宜、会葬者、葬祭業者等の理解を得て、円滑に終了させるように努めなければならない。」となっておりますが、現状、里塚斎場では、葬祭業者が会葬者の案内等のお手伝いをしてありますが、炉前業務の適切な所要時間の維持をはかるために、葬祭業者等の協力が、現状の里塚斎場と同様なものでしょうか、ご回答下さい。	NO75と同じ。	2
155	協議会について	58	第3	4		イ	(ロ)	「事業者は、その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。」となっておりますが、その協議会は、いつ開催され、具体的にどのような運営事項を別途協議するのか、ご回答下さい。	NO139と同じ。	2
156	お帰り口への案内	59	第3	5		7		拾骨終了後、お帰り口までの案内はどのような方法で行うのですか？お帰り口での混雑は予想しているのですか？	事業者において、わかりやすい説明、および施設配置、誘導表示等をお願いします。	2
157	案内	59	第3	5		7		放送により拾骨案内はされるとなっているが、特別控え室及びロビーより拾骨室までの誘導はどのようにするのですか？	事業者において、わかりやすい説明、および施設配置、誘導表示等をお願いします。	2
158	骨壺から骨箱への作業	59	第3	5		7		骨壺への拾骨が終了した後、骨箱へは誰が入れるのですか？誰が骨箱を白い風呂敷で包むのですか？	会葬者が行います。	2
159	拾骨作業	59	第3	5		7		拾骨作業については、現在、里塚では喪主からの依頼が多数である。拾骨終了までの職員の立会を望む遺族が大半だと思われる。最初の説明と、分骨作業だけでは十分なサービスとはいえず、又、立会により、拾骨作業を短縮させ、混雑の解消の手段にもなると思われるが？	ご意見として承りました。	1

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)			
160	質問38 職員の業務範囲	59	第3	5		7	業務範囲が不明瞭である。職員の業務範囲を「収骨方法の説明と喉仏、胸仏の選別まで」と限定しながら「可能な範囲で適宜協力する」、「葬祭業者の理解を得て...収骨時間の短縮化」、「収骨室にいる必要はないが...近隣に待機」と要を得ない。葬祭業者等との業務範囲を明確にされたい。	ご意見として承りました。	2
161	拾骨作業協力頻度と拾骨時間短縮化	59	第3	5		7	拾骨作業の事業者業務範囲は、「喉仏と胸仏の選別までとし拾骨作業を手伝うことまでは求めないが喪主等からの依頼があった場合には可能な範囲で適宜協力する」と規定があるが： 1) 基本的に、拾骨作業依頼があるのが通例と判断するので(依頼有った場合に拒否できないのが常識的慣習)、拾骨作業協力の人員配置を入札書に規定しておかないと、入札者間の公平性に欠けてくるのでは？ 2) 14室の拾骨室での拾骨時間短縮化が規定されており、その為には拾骨作業協力の人員配置を14室を想定して組み入れる必要あるのでは？ 3) 里塚での現状はどうなっているのか？	里塚の現状は要求水準書の記載のとおりです。これで不十分と思われる場合の方法等は事業者の判断によります。	2
162	葬祭業者について	59	第3	5		1 (1)	「事業者は、適宜、会葬者、葬祭業者等の理解を得て、拾骨時間の短縮化を図るように努めなければならない。」又、業務内容では「事業者の業務範囲は拾骨方法の説明と、いわゆる喉仏と胸仏の選別までとし、拾骨作業を手伝うことまでは求めないが、喪主等から依頼があった場合には、可能な範囲で適宜協力する」となっておりますが、現状、里塚斎場では、葬祭業者が拾骨の手伝い等を行っており、拾骨業務に関して、葬祭業者等の協力が、現状の里塚斎場と同様なものでしょうか、ご回答下さい。	NO75と同じ。	2
163	協議会について	60	第3	5		1 (1)	「事業者は、その他協議会で別途定める運営に関する事項を遵守する。」となっておりますが、その協議会は、いつ開催され、具体的にどのような運営事項を別途協議するのか、ご回答下さい。	NO139と同じ。	2
164	適切な所要時間の維持	61	第3	6		1 (7)	現在里塚斎場で拾骨作業を手伝っておりますが、冷却時間が短いめか、非常に熱い状態で拾骨を行っており、(体調を崩す遺族もおられる。)もう少し冷却して欲しい旨、お願いいたします。(25分~35分)	そのようなことが無いよう設備を整備し、火葬を行って下さい。	1
165	適切な焼骨状態について	61	第3	6		1 (1)	事業者は、出炉時に、焼骨がある程度まとまったかたちで遺族の目に触れるようにしなければならない。とありますがそうすると、出炉前に前室において焼骨を整頓してもよいのか質問いたします。	火葬炉内で焼骨がある程度まとまったかたちになることを想定しています。	2
166	軽食の範囲について	62	第3	7	(1)	7	特別控室利用者に提供されるメニューに昼食のお弁当も扱うことは可能ですか。	特別控室利用者に対して提供できるメニューは、アルコール、ソフトドリンク、麺類、サンドイッチなど喫茶・軽食コーナーで提供しているメニューに限定します。従って、弁当の取り扱いは認められません。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)			
167	事業者による飲食物の提供、売店・軽食コーナー運営時間	62	第3	7	(1)	7	1) 葬祭業者による斎場への飲料持込禁止原則適用は可能か？ 葬祭業者が特別控室で会葬者に対する弁当持込みは習慣上認められるが(これも廃棄物処理は事業者負担となるが)飲料については斎場売店で購買するのを原則とし(給茶サービスも事業者提供である)持込を禁止する事可能か？ 廃棄物処理費用は当事者負担原則から考えても持込み禁止は必要である 2) 売店・軽食コーナー運営時間受付時間が15時迄であり、実質上15時には会葬者は斎場から退出しており15時に売店・軽食コーナーを終了することは可能か？事業者の裁量に任せる事は可能か？	1) 認められません。 2) 15時以降に斎場内に利用者がいない場合は終了してかまいません。	2
168	提供価格の決定について	62	第3	7	(1)	7	会葬者への軽食のサービス価格は、誰が決めるのでしょうか。また、会葬者の持ち込みを持ち込むことを、禁止することができるのでしょうか。	軽食のサービス価格の設定は事業者の判断によります。会葬者への持ち込み禁止は、認めません。	2
169	売店での取扱品目について	62	第3	7	(2)	イ	取扱品目に葬祭用具(骨壺、線香、数珠、お花など)を扱うことは可能でしょうか。	可能です。	2
170	質問39 IR活動	64	第3	8	(6)	7	SPCはその性格上、積極的にIR活動をする立場にない。 公共ですべきIR活動を事業者に行なわせる考え方と期待する成果につき述べよ。	希望する者には、第2斎場の見学に応じるという趣旨です。	2
171	施設視察団への対応について	64	第3	8	(6)	7	視察団対応のための駐車場、会議室等の施設に対し、想定している規模、頻度、内容をご教示ください。	あくまでも、業務に支障のない時間帯や人員規模で対応して下さい。	2
172	製作内容及び数量について	64	第3	8	(6)	7	リーフレット・ビデオ等の作成、配布とありますが、配布先、数量等については、提案者の判断としてよろしいでしょうか。ご指示願います。	事業者の判断に委ねます。	2
173	啓発活動について	65	第3	8	(9)	7	事業者は、市民、葬祭業者等に対し啓発活動を行う、とありますが、どのレベルまでの活動が許容されるのでしょうか。例えば、札幌市役所のHPではなく、独自のHPを立ち上げて、その場で啓発活動の一部を行うことは可能でしょうか。	啓発活動の範囲は、社会通念の範囲です。第2斎場は公の施設であることから、啓発のための一般的な周知は事業者の意見も聞きながら札幌市のホームページで行う考えであります。	2
174	「副葬品の排除に対する啓発」について	65	第3	8	(9)	イ	「事業者は、誠意を持って市民、葬祭業者等に対して啓発活動を行う。」とありますが、具体的には、こういった方法をイメージされておられますでしょうか。	「事業者は、市民、葬祭業者等に対して副葬品等の啓発活動を行う。」に訂正します。方法等についてはリーフレットなど事業者の判断で行って下さい。	2
175	服装について	66	第3	8	(12)		事業者の服装に制服が必要との事ですが、制服の定義あるいは程度など明確な規定をお示し頂けないでしょうか。またその場合葬祭業者との明確な差別化は必要でしょうか。	制服については事業者の判断に委ねます。葬祭業者との差別化は必要です。	2
176	「公認会計士監査済決算報告書」について	67	第3	9	(1)	7	「事業者は、各年度終了後3ヶ月以内に、公認会計士監査済決算報告書に基づいて、市に決算報告を行う。」とありますが、公認会計士の監査は必須条件でしょうか。各年度2~3百万円のコストアップ要因と考えられます。	必須条件とする予定です。	2

No	タイトル	該当箇所					意見・質問	回答	意見：1 質問：2	
		頁	第	()	加	(加)				
177	葬祭業者等との調整協議について	67	第3	9	(3)	7	(1)	葬祭業者との取り合いをスムーズに行うことが利用者への良いサービス提供の一つと考えますが、これまでの慣習を変更する必要性等が生じた場合、葬祭業者等の集まる懇談会などで協議されることになると思います。事業者が個々の葬祭業者等と調整協議するのではなく、市はその様な場で積極的な調整役となって頂きたくお願いいたします。	ご意見として承りました。市は墓理法上の経営主体として、そのように取り組んでいきます。	1
178	葬祭業者等懇談会について	67	第3	9	(3)	7	(1)	「市は、関係団体との共催により、本件施設を日常的に利用する葬祭業者、霊柩車等運行業者から、本件施設の運営について意見等を聞く葬祭業者等懇談会を、年1回程度実施する予定である。」となっておりますが、具体的にどのような内容になるのか、ご回答下さい。	今後、市が示します。	2
179	質問 40 合同火葬の適正規模	69	第3	10	(1)	7		合同火葬の実績と適正規模につき述べよ。	特定事業の選定時に公表します。	2
180	事業者の業務時間延長時におけるサービス購入料の取扱い	70	第3	10	(4)	7		当該事象発生の場合には事態への対応が最優先されることになると思料しますが、これにより事業者が提供する通常サービスを越えた部分の対価につきましては、別途協議の上で事業者に対しお支払いいただくと認識して宜しいのでしょうか。	大規模災害時の対応は、市と事業者が協議の上、市が決定します。その場合に要する超過費用は、市が負担します。	2
181	質問 41 大規模災害時の体制	70	第3	10	(4)	7		事業者への指揮系統、平常操業への復帰の決定権、その間の超過コストの精算方法につき述べよ。	大規模災害時の対応は、市と事業者が協議の上、市が決定します。その場合に要する超過費用は、市が負担します。	2
182	財産価値の確保について	72	第4	2	(1)	2	(7)	「(7)建築物の財産価値の確保を図ること。」とありますが、財産価値の確保とは、業務実施の考え方の(7)を除く(1)～(9)を的確に実施することにより得られるものではないでしょうか。したがって、(7)を(1)～(9)と同列にしないほうがよいのではないのでしょうか。	ご意見として承りました。	1
183	試験・研究業務の内容について	74	第4	2	(2)	3	カ	「歩行及び試験・研究業務に支障がないこと。」とありますが、試験・研究業務とはどのような内容なのでしょう。	「試験・研究」の文言を削除します。	2
184	床	74	第4	2	(2)	3	カ	「歩行及び試験・研究業務に支障がないこと」とありますが、この「試験・研究業務」とは具体的に何を指しているのでしょうか。	「試験・研究」の文言を削除します。	2
185	要求水準と年間業務計画書の関連性	76	第4	2	(4)	2		清掃業務、植栽・外構維持管理業務の要求水準は概念的・視覚的な結果が記載されていて、具体的な、数値化された作業品質(頻度、作業方法等)が規定されていないが(事業者裁量?) 毎事業年度開始前に業務年間計画書を作成、実施する規定あり。年間計画書に対する市からの要求や、協議会での運営に関する事項が当初事業者が提案した業務内容・品質レベル達成手法に変更を必要とし、かつそれが要員配置、コストに影響する場合は予算追加もしくは減額必要となる事を認識・承認頂けるか?(P76, P79)	清掃業務等の業務要求水準は、要求水準書を満たしていることを条件とし、作業品質(頻度、作業方法)については、事業者の判断によることとします。	2

No	タイトル	該当箇所						意見・質問	回答	意見：1 質問：2
		頁	第	()	加	(加)				
186	施設利用者の本件施設到着前とは	76	第4	2	(4)	4	1)	内容の欄に、「施設利用者の本件施設到着前までには内容物がすべて空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。」とありますが、施設利用者の本件施設到着前とは、開場時と考えてよいのでしょうか。	基本的にはお考えのとおりですが、開場後であっても、施設利用者が到着していなければよいと考えています。	2
187	「警備業務」について	80	第4	2	(6)	3		24時間、365日警備とありますが、夜間、非開場予定日等については、事業者の判断により機械警備のみ(施設内無人)も可能と考えてよいのでしょうか？	よろしいです。	2
188	備品整備の考え方について	82	第4	2	(9)	2		「備品等整備業務」とありますが、運営・維持管理期間中の備品更新業務は発生するのでしょうか。	発生します。	2
189	質問25 ユティリティ関連コストの負担者	83	添付資料1	11				インフラ設備との接続の分岐点とコスト負担を明示せよ。	接続の分岐点は特定事業の選定時にホームページで公表します。コスト負担は要求水準書P11をご覧ください。	2
190	別紙・資料の配布時期について	83	添付資料1					設計も含めたPF1事業であるため、入札の告示(平成14年7月中旬)から提案書提出(平成14年10月上旬)まで、検討期間が短いように思われます。従って、入札説明会で配布を予定している、別紙や資料については、入札の告示以前の配布とし、応募側の実質的な検討期間を可能な限り延ばしていただきたい。	ご意見として承りました。	1
191	資料の配布について	83	添付資料1					入札説明会で配布される資料が圧倒的に多いのですが、これら資料(特にガス本管現況図(予想引き込みルート図)、計測制御一覧表、主要センサー配置図等)に関しては、もっと早く出して頂けないのか、又、出せないとしたらその理由を ご回答下さい。	ガス本管現況図、計測制御一覧表、主要センサー配置図につきましては特定事業選定時にホームページで公表する予定です。その他の資料につきましても特定事業選定時に公表するよう努力します。	2
192	市への報告	全般						各種業務につき、記録や報告義務が定められていますが、記録内容、報告の書式、資料等については、事業者との話し合いより、必要最小限かつ事業者へ過度の負担を強いらないものにしていく意志が、市にもあると考えてよいでしょうか。過度の報告義務を課せられるとコストアップ 要因になると思います。	お考えのとおりです。市としても、双方の作業負担の軽減に努めていきたいと考えています。	1
193	凡例について						別紙2 道路 縦断面 図、 横断面 図	凡例と縦断面図との対応が読みきれないので、あらためて資料をいただけないでしょうか。また、ボックス加partと思われるものの機能は何でしょうか。	特定事業選定時にホームページに掲載する予定ですので参照して下さい。ボックスカルバートはスラッジセンターと下水処理場を結ぶ管廊です。	2
194	様式集	その他						提出物の様式・枚数制限等はあるのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。	1